

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程（平成29年旭医大第29号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>附 則（平成29年8月24日旭医大達第29号）</p> <p>この規程は、平成29年9月1日から施行する。ただし、事務局、監査室及び知的財産センター以外の職員の休暇、職務専念義務免除及び勤務免除に関するものについては、現在使用している休暇簿から新たな休暇簿に切り替わった後の休暇簿から適用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和4年5月25日から施行し、改正後の旭川医科大学文書決裁規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程は令和4年4月1日から適用する。</u></p> <p>(略)</p> <p>【改正理由】</p> <p>令和4年4月1日付け事務局等組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>(略)</p> <p>附 則（平成29年8月24日旭医大達第29号）</p> <p>この規程は、平成29年9月1日から施行する。ただし、事務局、<u>学長政策推進室</u>、監査室及び知的財産センター以外の職員の休暇、職務専念義務免除及び勤務免除に関するものについては、現在使用している休暇簿から新たな休暇簿に切り替わった後の休暇簿から適用する。</p> <p>(略)</p>